大阪市告示第1604号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、大阪市西淀 川区役所窓口サービス課(住民情報担当)における証明書発行事務等の手数料の徴収 及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示す る。

令和7年11月21日

大阪市長 横山 英幸

- 1 指定公金事務取扱者
 - (1) 名称

株式会社パソナ パソナ・大阪

- (2) 住所又は事務所の所在地 大阪府大阪市北区梅田1丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス
- 2 指定日

令和7年12月1日

3 指定期間

令和7年12月1日から令和10年11月30日まで

4 委託日

令和7年12月1日

(西淀川区役所窓口サービス課)